

**4月から充電電池の分別収集を開始します**

令和2年4月から充電電池の分別収集を開始します。

リサイクルマークのついた充電電池が収集対象となります(自動車などのバッテリーは対象外です)。乾電池の収集日に、中身の見える透明な袋に入れてお出してください。

また、火災の原因となりますので、他のごみには絶対に混入しないでください。

**問** 環境クリーン推進課(東別院町)  
TEL27-2120 FAX27-3561  
(環境クリーン推進課)

**令和2年度第1回危険物取扱者試験**

**福知山市会場**

と き 5月31日(日)

ところ 京都府立中丹勤労者福祉会館(福知山市昭和新町105)

**京都市会場**

と き 6月7日(日)

ところ YIC京都工科自動車大学校(京都市下京区油小路通塩小路下ル西油小路町27)

**願書受付** ○電子申請:4月3日(金)午前9時~10日(金)午後5時

○書面申請:4月6日(月)~13日(月)<締切日消印有効>

**受付場所** 消防試験研究センター京都府支部(京都市上京区出水通油小路東入ル京都府庁西別館3階)

TEL075-411-0095

**《令和2年度第1回危険物取扱者試験予備講習会(試験対策)》**

と き 5月10日(日)

午前9時15分~午後4時30分

ところ 亀岡消防署3階大会議室  
定員 50人

**受付期間** 5月8日(金)まで

※申込書は、亀岡市危険物安全協会事務局(亀岡消防署予防課予防係内)で配布しています。

**申し込み** **問** 亀岡市危険物安全協会事務局

TEL22-9583 FAX23-4535

(自治防災課)

**令和2年度 生涯学習事業助成**

市民の皆さんが、令和2年度(令和2年4月1日~翌年3月31日まで)に、自発的・積極的に行われる次のような生涯学習活動を支援します。

- ◆生涯学習に関わる活動成果を発表する事業
- ◆生涯学習に関わる刊行物を発行する事業
- ◆生涯学習に関わる講師・団体などを自発的に招いて開催する事業

**受付期間** 4月30日(木)まで

**助成額** 事業にかかる経費のうち、助成対象経費の2分の1以内で、1件につき10万円を上限として助成します。

**申し込み** 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、ガレリアかめおか総合事務所へ提出。

※ガレリアかめおかホームページから申込用紙をダウンロードできます。

**対象** 宣伝・営利を目的としないものに限り、また、助成決定には審査があります。

**問** (公財)生涯学習かめおか財団(ガレリアかめおか内)

TEL29-2700 FAX25-5881

HP<http://www.galleria.or.jp/>

(市民力推進課)

**固定資産税の情報開示**

《土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧》

納税者がほかの土地や家屋の価格と価格の比較を通じ、自己の土地や家屋の価格が適正であるかどうかを判断するために、令和2年度分の縦覧帳簿の縦覧ができます。

**期間** 4月1日(水)~6月1日(月)  
[閉庁日を除く]  
午前8時30分~午後5時15分  
(正午~午後1時を除く)

**縦覧帳簿**

- 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・評価額)
- 家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額)

**縦覧できる人**

- ①納税者本人(土地の納税者は土地のみ、家屋の納税者は家屋のみ)
  - ②納税者の同一世帯の親族
  - ③納税管理人
  - ④法人の場合は代表者(法人の代表者印が必要)
  - ⑤代理人(納税者からの委任状が必要)
- 手数料** 無料

《固定資産課税台帳の閲覧》

納税者などは、令和2年度固定資産税《土地・家屋》課税一覧(名寄帳)で、自己資産の閲覧ができます。

**期間** 4月1日(水)から通年  
[閉庁日を除く]  
午前8時30分~午後5時15分  
(正午~午後1時を除く)

**閲覧できる人**

- ①納税者本人(土地の納税者は土地のみ、家屋の納税者は家屋のみ)
- ②納税者の同一世帯の親族
- ③納税管理人
- ④法人の場合は代表者(法人の代表者印が必要)
- ⑤代理人(納税者からの委任状が必要)
- ⑥借地・借家人(賃貸借契約書などが必要。対象固定資産に限る)
- ⑦令和2年1月2日以降に土地・家屋を購入した人(売買契約書や登記事項証明書などが必要。対象固定資産に限る)

**手数料** 名寄帳1件300円(ただし、4月1日(水)から6月1日(月)までは、令和2年度分のみ無料)

**縦覧・閲覧場所** 市役所1階税務課(11番窓口)

**持ち物** 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、納税通知書、マイナンバーカードなど)▶法人が申請する場合は、法人の代表者印と申請者の本人確認書類▶代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類

**その他** 縦覧・閲覧申請でのマイナンバー記載は不要です。

**問** 市役所1階税務課TEL25-5013 FAX25-0940

(税務課)

**インフルエンザの感染を予防しましょう**

~手洗いをう 睡眠、栄養をとる 室内は適度な温度と湿度を保つ~